



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	総 務 文 書 課
○政治倫理の確立のための長崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	秘 書 課
○長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	県民生活環境課
○長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	医療人材対策室
○長崎県健康増進法施行細則の一部を改正する規則	国保・健康増進課
○長崎県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則	水 産 経 営 課
○長崎県漁港管理規則の一部を改正する規則	漁 港 漁 場 課
○長崎県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	畜 産 課
○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則	建 設 企 画 課
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	都 市 政 策 課
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
○長崎県法令違反等通報制度に関する要綱の一部改正	人 事 課
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正（2件）	福 祉 保 健 課
・ 介護支援専門員実務研修受講試験実施機関の指定	長 寿 社 会 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）	障 害 福 祉 課
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・ 使用料徴収事務の委託	雇 用 労 働 政 策 課
・ 長崎県知事管理漁獲可能量	漁 業 振 興 課
・ 長崎県資源管理方針の変更	〃
・ 令和3年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等	〃
○長崎県水産業振興資金貸付要綱の一部改正	水 産 経 営 課
・ 公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・ 特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表（3件）	〃
・ 保安林の指定の解除の予定	林 政 課
・ 森林病虫害等の防除命令（2件）	森 林 整 備 室
・ 道路の区域変更（9件）	道 路 維 持 課
・ 道路の供用開始（6件）	〃
・ 港湾施設の概要（2件）	港 湾 課
・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域の設定	〃
・ 分区の指定	〃
○会計管理者の事務の委任	会 計 課

◎ 公 告

- ・長崎歴史文化博物館指定管理者の募集
- ・県営土地改良事業の工事の完了
- ・一般競争入札の参加者の資格等（2件）
- ・測量の終了（2件）
- ・都市計画の図書の縦覧

文化振興課
農村整備課
監理課
建設企画課
都市政策課

◎ 議会告示

- ・政治倫理の確立のための長崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正

議会事務局

◎ 教育委員会規則

- ・長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則

総務課

◎ 教育委員会訓令

- ・長崎県教育庁決裁規程の一部改正

総務課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・不在者投票のできる施設の指定

選挙管理委員会書記室

◎ 人事委員会規則

- ・公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局

◎ 長崎県内水面漁場管理委員会指示

- ・漁業法の規定に基づくコイヘルペスウイルス病まん延防止のための指示

長崎県内水面漁場管理委員会

◎ 長崎県南部海区漁業調整委員会告示

- ・長崎県南部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

長崎県南部海区漁業調整委員会

◎ 長崎県北部海区漁業調整委員会告示

- ・長崎県北部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

長崎県北部海区漁業調整委員会

◎ 五島海区漁業調整委員会告示

- ・五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

長崎県五島海区漁業調整委員会

◎ 対馬海区漁業調整委員会告示

- ・対馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

長崎県対馬海区漁業調整委員会

◎ 長崎県内水面漁場管理委員会告示

- ・長崎県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

長崎県内水面漁場管理委員会

規 則

長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第37号

長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年長崎県規則第2号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による申請等を行うものは、あらかじめ、申請等を行うものの氏名又は名称、使用する暗証符号その他必要な事項を申請等をするものの使用に係る電子計算機から入力して、指定電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、知事から識別符号の通知を受けなければならない。ただし、<u>知事等の指定する申請等については、この限りでない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称等を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、<u>次に掲げる措置とする。</u></p> <p>(1) <u>電子署名(当該電子署名を行ったものを確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)並びに識別符号及び暗証符号の入力</u></p> <p>(2) <u>知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置</u></p> <p>2 略</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による申請等を行うものは、あらかじめ、申請等を行うものの氏名又は名称、使用する暗証符号その他必要な事項を申請等をするものの使用に係る電子計算機から入力して、指定電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、知事から識別符号の通知を受けなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>(氏名又は名称を明らかにする措置)</p> <p>第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称等を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、<u>電子署名(当該電子署名を行ったものを確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)並びに識別符号及び暗証符号の入力とする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

政治倫理の確立のための長崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第38号

政治倫理の確立のための長崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための長崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年長崎県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(報告書の訂正)</p> <p>第9条 報告書を訂正しようとする場合には、知事は、訂正届（様式第5号）を作成し、訂正の箇所に、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。</p>	<p>(報告書の訂正)</p> <p>第9条 報告書を訂正しようとする場合には、知事は、訂正届（様式第5号）を作成し、訂正の箇所に<u>認印するとともに</u>、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。</p>

様式第1号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第39号

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成24年長崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(書類の提出先等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）、第5条第2項及び第8条第2項の規定により書類を提出する場合において、当該特定非営利活動法人の主たる事務所が振興局の所管する区域内に存する場合にあっては、当該書類をさらに1部追加するものとする。</p>	<p>(書類の提出先等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）、第5条第2項、<u>第6条第2項、第7条第3項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項、第17条第2項、第19条第2項、第20条第2項、第23条第3項、第24条第2項及び第26条第2項</u>の規定により書類を提出する場合において、当該特定非営利活動法人の主たる事務所が振興局の所管する区域内に存する場合にあっては、当該書類をさらに1部追加するものとする。</p>
<p>(設立登記の届出)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1部を、財産目録には副本1部をそれぞれ添えるものとする。<u>ただし、特定非営利活動法人の主たる事務所が長崎振興局の所管する区域内に存する場合にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>(設立登記の届出)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の届出書に添付する<u>登記に関する書類</u>には、その写し1部<u>及び法第14条の財産目録</u>には副本1部をそれぞれ添えるものとする。</p>
<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第2条第2項から第5項までの規定の適用については、第4項中「申請の日」とあるのは「届出の日」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本を1部添えるものとする。<u>この場合においては、前条第2項ただし書の規定を準用する。</u></p>	<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第2条第2項から第5項までの規定の適用については、第4項中「申請の日」とあるのは「届出の日」と、<u>規則第3条中「申請書」とあるのは「第7条第1項の届出書」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本を1部添えるものとする。</p>
<p>(定款の変更の認証申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本を1部添えるものとする。</p>	<p>(定款の変更の認証申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類<u>及び事業報告書等</u>には、それぞれ副本を1部添えるものとする。</p>
<p>(定款の変更の届出)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本を1部添えるものとする。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u></p>	<p>(定款の変更の届出)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本を1部添えるものとする。</p>
<p>(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の登記事項証明書には、写しを1部添えるものとする。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u></p>	<p>(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の登記事項証明書には、写しを1部添えるものとする。</p>
<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の事業報告書等には、副本を1部添えるものとする。</p>	<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の事業報告書等には、副本を1部添えるものとする。</p>

<p>る。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u> (合併登記の完了の届出) 第17条 略 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1部を、財産目録には副本1部を、それぞれ添えるものとする。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u> (認定の申請等) 第19条 略 2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、副本を1部添えるものとする。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u> (認定の有効期間の更新申請) 第20条 略 2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、副本を1部添えるものとする。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u> (役員報酬規程等の提出) 第23条 略 2 略 3 前項に規定する提出書に添付する書類には、当該書類の副本を1部それぞれ添えるものとする。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u> (助成金支給書類等の提出) 第24条 略 (特例認定の申請) 第26条 略 2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、副本を1部添えるものとする。<u>この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。</u> (雑則) 第32条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本産業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。</p>	<p>る。 (合併登記の完了の届出) 第17条 略 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1部を、<u>法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録には</u>副本1部を、それぞれ添えるものとする。 (認定の申請等) 第19条 略 2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、副本を1部添えるものとする。 (認定の有効期間の更新申請) 第20条 略 2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には副本を1部添えるものとする。 (役員報酬規程等の提出) 第23条 略 2 略 3 前項に規定する提出書には、当該書類の副本を1部それぞれ添えるものとする。 (助成金支給書類等の提出) 第24条 略 <u>2 前項に規定する提出書には、それぞれ副本を1部添えるものとする。</u> (特例認定の申請) 第26条 略 2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には副本を1部添えるものとする。 (雑則) 第32条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。</p>
--	---

様式第1号中「印」を削り、同様式(備考)1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第2号中「印」を削り、同様式(備考)1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(備考)4中⑥を削る。
 様式第3号中「印」を削り、同様式(備考)1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(備考)2中「登記事項証明書2部(うち、写し1部)(注)及び財産目録2部(注)」を「登記事項証明書(注)及び財産目録(注)」に改め、同様式(注)中「計3部」を「計2部」に改める。
 様式第4号中「印」を削り、同様式(備考)1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(備考)7中「2部」を「1部」に改め、「(ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部とする。)」を削り、同様式(注)中「計3部」を「計2部」に改め、「(ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部とする。)」を削る。
 様式第5号中「印」を削り、同様式(備考)1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(備考)4①中「(注)」を削り、同様式(備考)4③中「2部」を「1部」に改め、同様式(備考)5③(1)中「規定」を「規程」に改める。

様式第6号中「印」を削り、同様式（備考）1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（備考）3中「議事録の謄本1部及び変更後の定款2部（注）」を「議事録の謄本及び変更後の定款（注）」に改め、「（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）」を削り、同様式（注）中「（計3部）」を「（計2部）」に改める。

様式第7号中「印」を削り、同様式（備考）1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（備考）2中「2部（うち、写し1部）」及び「（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）」を削り、同様式（注）中「計3部（うち、写し2部）」を「計2部（うち、写し1部）」に改める。

様式第8号中「印」を削り、同様式（備考）1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（備考）2中「2部」を「1部」に改め、「（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の提出を要しない。）」を削り、同様式（注）中「（計3部）」を「（計2部）」に改める。

様式第9号から様式第14号までの様式中「印」を削り、これらの様式の（備考）1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第15号中「印」を削り、同様式（備考）1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（備考）2中「登記事項証明書2部（うち、写し1部）及び財産目録2部」を「登記事項証明書（注）及び財産目録（注）」に改め、同様式（注）中「さらに1部追加（計3部（うち、写し2部））」を「さらに1部（登記事項証明書は写し可）追加（計2部）」に改める。

様式第16号（備考）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式（注意事項）中

- 「・この申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3項に掲げる書類には副本1部を添えるものとする。
- ・（注）特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存する場合には、さらに1部追加（計3部）して提出する。」を削る。

様式第18号から様式第22号まで並びに様式第24号及び様式第25号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第40号

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則（平成24年長崎県規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（研修資金）</p> <p>第2条 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 総合診療科</p> <p>(5) <u>脳神経外科</u></p> <p>2 略</p> <p>3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科、<u>産婦人科、救急科及び総合診療科</u>の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修等を受けている場合は4月）から起算して3年までとし、<u>脳神経外科</u>の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月）から起算して<u>4年</u>までとする。</p> <p>別表（第9条関係）</p>	<p>（研修資金）</p> <p>第2条 条例第1条に規定する知事が指定する診療科は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>精神科</u></p> <p>(5) 総合診療科</p> <p>2 略</p> <p>3 研修資金の貸与を受けることができる期間は、小児科及<u>び産婦人科</u>の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修等を受けている場合は4月）から起算して2年までとし、<u>救急科、精神科及び総合診療科</u>の医師については研修資金の貸与の決定を受けた日の属する月（当該月の属する年度の4月から研修を受けている場合は4月）から起算して<u>3年</u>までとする。</p> <p>別表（第9条関係）</p>

略		略	
救急科	長崎大学病院 長崎医療センター 佐世保市総合医療センター	救急科	長崎大学病院 国立病院機構長崎医療センター 佐世保市立総合病院
略		精神科	長崎県五島中央病院 長崎県上五島病院 長崎県壱岐病院 長崎県対馬病院
脳神経外科	県内脳神経外科基幹病院	略	

様式第1号中「㊦」を削る。
 様式第3号中「㊦」及び(注)を削る。
 様式第8号及び様式第10号中「印」を削る。
 附 則
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第41号

長崎県健康増進法施行細則の一部を改正する規則
 長崎県健康増進法施行細則（平成16年長崎県規則第46号）の一部を次のように改正する。
 様式第2号から様式第4号までの様式中「印」を削る。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

長崎県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第42号

長崎県難病相談・支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
 長崎県難病相談・支援センター条例施行規則（平成18年長崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(利用の許可等) 第3条 条例第8条第1項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 (1) <u>交流活動室（研修室）</u> (2) <u>患者会活動室</u> (3) <u>調理実習室</u>	(利用の許可等) 第3条 条例第8条第1項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。 (1) <u>談話室</u> (2) <u>交流活動室（研修室）</u>

附 則
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第43号

長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する規則
 長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和54年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務委託機関等)</p> <p>第12条 知事は、貸付けに係る事務（貸付の決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を九州信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に委託することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(事務委託機関等)</p> <p>第12条 知事は、貸付けに係る事務（貸付の決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を長崎県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に委託することができる。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第44号

長崎県漁港管理規則の一部を改正する規則

長崎県漁港管理規則（平成10年長崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(必要な情報)</p> <p>第14条 条例第12条の5の情報は、寄港の目的、乗員又は乗客の情報、感染症対策、緊急時の対応計画その他知事が必要と認めるものとする。</p> <p>第15条及び第16条 略 (利用料等の減免申請)</p> <p>第17条 条例第13条第2項（条例第15条第2項で準用する場合を含む。）の規定により利用料等の減免を受けようとする者は、利用料等減免申請書（様式第13号）を第10条の利用届又は第11条、第12条、第13条若しくは第20条第4号の許可申請書に添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>第18条～第23条 略</p>	<p>第14条及び第15条 略 (利用料等の減免申請)</p> <p>第16条 条例第13条第2項（条例第15条第2項で準用する場合を含む。）の規定により利用料等の減免を受けようとする者は、利用料等減免申請書（様式第13号）を第10条の利用届又は第11条、第12条、第13条若しくは第19条第4号の許可申請書に添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>第17条～第22条 略</p>

別表中「第15条」を「第16条」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第10条第1項関係）

漁 港 施 設 利 用 届

年 月 日

長崎県知事 様

申請人

住 所（法人にあっては、事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者又は責任者の氏名）

下記のとおり甲種漁港施設を利用しますので、長崎県漁港管理条例第11条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 漁港名 漁港
- 2 船名、種類及び総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 利用する漁港施設の名称

- 5 利用の目的
 6 利用の位置
 7 利用の期間 年 月 日（午前（午後） 時）から
 年 月 日（午前（午後） 時）まで
 8 利用の面積
 9 船揚場の利用日数 延べ 日
 10 漁船使用者の住所及び氏名
 11 利用料
 12 特例利用料納入済証番号
 13 誓約事項

次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為

※ 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。

※ 誓約がない場合は届出の形式上の要件に適合しないものとなります。

14 その他特記事項

15 添付書類

※ 必要に応じて位置図、求積図、利用計画書等の関係図書を添付すること。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第11条関係）

漁港施設占用・工作物新築等許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人

住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者又は責任者の氏名
 氏名の記載については、記名又は自署のいずれかによること。）

下記のとおり漁港施設の占用をしたいと思いますので、長崎県漁港管理条例第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。
 工作物の新築等

記

（施設の占用の場合）

- 1 漁港名 漁港
 2 占用の目的
 3 占用の場所
 4 占用の面積
 5 占用の期間 年 月 日から
 年 月 日まで
 （許可された日から 年 月 日間）

6 占用料

7 誓約事項

次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為

※ 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。

※ 誓約がない場合は届出の形式上の要件に適合しないものとなります。

8 その他特記事項

9 添付書類

(工作物の新築等の場合)

1 漁港名 漁港

2 工事の区分 新築 改築 増築 除去

3 工事の目的

4 工事の場所

5 工事の概要

① 実施方法

② 面積、延長、深さ、高さ

6 工事の期間 年 月 日から

年 月 日まで

(許可された日から 日間)

7 誓約事項

 次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為

※ 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。

※ 誓約がない場合は届出の形式上の要件に適合しないものとなります。

8 その他特記事項

9 添付書類

※ 位置図、平面図、求積図、断面図、構造図、利用計画図及び設計図書等の関係図書を添付すること。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第12条第1項関係)

指定施設使用許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者又は責任者の氏名
氏名の記載については、記名又は自署のいずれかによること。)

下記のとおり指定施設を使用したいので、長崎県漁港管理条例第12条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 漁港名 漁港

2 漁港施設の種類及び名称

3 使用の場所

4 使用の面積

5 使用の目的

6 使用の期間 年 月 日から

の 曜日から 曜日

年 月 日まで
(許可された日から 月 日間)

7 使用の時間帯

時から
時まで

8 使用料

9 誓約事項

次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為

※ 誓約事項について誓約する場合は、にレ印を記入すること。

※ 誓約がない場合は届出の形式上の要件に適合しないものとなります。

10 その他特記事項

11 添付書類

※1 位置図、平面図、求積図及び利用計画等の関係図書を添付すること。

2 駐車場の使用にあつては、自動車の種類及び自動車の登録番号を10のその他特記事項の項に記載すること。また、申請人と所有者が異なる場合は、所有者の住所及び氏名を併せて記載すること。

様式第9号の2を次のように改める。

様式第9号の2 (第12条第1項関係)

指 定 施 設 使 用 許 可 申 請 書 (船 舟 用)

年 月 日

長崎県知事 様

申請人

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者又は責任者の氏名
氏名の記載については、記名又は自署のいずれかによること。)

代理人

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者又は責任者の氏名
氏名の記載については、記名又は自署のいずれかによること。)

下記のとおり指定施設を使用したいので、長崎県漁港管理条例第12条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 漁港名 漁港
- 2 船名及び種類
- 3 船の諸元 (総トン数、長さ、幅、深さ、色、推進機関の種類及び馬力数)
- 4 船質
- 5 船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号等
- 6 使用する漁港施設の名称
- 7 使用の目的
- 8 使用希望位置 (泊地名)
 - 第1希望
 - 第2希望
 - 第3希望

9 使用の期間 年 月 日 (午前 (午後) 時) から
年 月 日 (午前 (午後) 時) まで

10 使用の面積

11 船舟使用者の住所及び氏名

12 使用料

13 誓約事項

□ 次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為

※ 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。

※ 誓約がない場合は届出の形式上の要件に適合しないものとなります。

14 その他特記事項

15 添付書類

※ 1 船舶検査証書の写し、船舟使用者の海技免状の写し、誓約書、当該船舟に係る損害賠償保険証券の写し、位置図等の関係図書を添付すること。

2 申請人であって本県内に住所若しくは居所を有しない者又は船体管理を使用希望施設の近隣に居住する者に委託若しくは委任する者は、本県内に居住する代理人を選定し、所定の箇所に代理人の氏名を記載し、又は代理人の承諾書を添付すること。

3 5の船舶番号等の項は、長崎県プレジャーボート対策要綱に基づく登録番号の記載で足りる。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第13条関係)

目 的 外 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

申請人

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者又は責任者の氏名
氏名の記載については、記名又は自署のいずれかによること。)

下記のとおり漁港施設を目的外使用したいので、長崎県漁港管理条例第12条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 漁港名 漁港

2 漁港施設の種類及び名称

3 使用の場所

4 使用の面積

5 使用目的

6 使用の期間 年 月 日から
年 月 日まで

(許可された日から 日間)

7 使用の理由

8 使用料

9 誓約事項

□ 次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為

※ 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。

※ 誓約がない場合は届出の形式上の要件に適合しないものとなります。

10 その他特記事項

11 添付書類

※ 位置図、平面図、求積図、断面図及び利用計画等の関係図書を添付すること。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第15条関係）

指 定 施 設 利 用 届

年 月 日

長崎県知事 様

届出人

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者又は責任者の氏名）

下記のとおり甲種漁港施設を一時的に利用したいので、長崎県漁港管理条例第12条の3第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 漁港名 漁港
- 2 船名及び種類
- 3 船舶の諸元（総トン数、長さ、幅、深さ、色、推進機関の種類及び馬力数）
- 4 船質
- 5 船舶番号又は船舶検査済票の番号等
- 6 利用する漁港施設の種類及び名称
- 7 利用の目的
- 8 利用の位置
- 9 利用の期間 年 月 日（午前（午後） 時）から
年 月 日（午前（午後） 時）まで
- 10 利用の面積
- 11 船舟使用者の住所及び氏名
- 12 利用料
- 13 誓約事項

□ 次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為

※ 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。

※ 誓約がない場合は届出の形式上の要件に適合しないものとなります。

14 その他特記事項

15 添付書類

※ 必要に応じ、位置図、求積図、利用計画書等の関係図書を添付すること。

様式第13号中「第16条」を「第17条」に改める。
 様式第14号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。
 様式第15号中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。
 様式第16号、様式第17号及び様式第18号中「第19条」を「第20条」に改める。
 様式第19号中「第19条」を「第20条」に、「別記様式第6号」を「別記第7号様式」に改める。
 様式第20号中「第19条」を「第20条」に改める。
 様式第21号中「第20条」を「第21条」に改める。
 様式第22号中「第21条関係」を「第22条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第45号

長崎県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

長崎県養蜂振興法施行細則（昭和31年長崎県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中「印」を削り、これらの様式備考中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第46号

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(契約の解除)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第44条及び第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(履行遅滞の場合の損害賠償請求等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の損害の賠償額は、請負代金額（第45条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第44条及び第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(履行遅滞の場合の損害賠償請求等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の損害の賠償額は、請負代金額（第45条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p>

<p>3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第41条第2項及び第45条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第21条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、工事の始期の前日まで（<u>契約締結日と工事の始期の日が同日の場合には、契約締結日</u>）に現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>2～7 略 (前金払)</p> <p>第42条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>7～9 略 (中間前金払)</p> <p>第43条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第41条第2項及び第45条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第21条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、工事の始期の前日までに現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>2～7 略 (前金払)</p> <p>第42条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>7～9 略 (中間前金払)</p> <p>第43条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>9及び10 略</p>
---	---

様式第8号の6中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第47号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和44年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「印」を削る。

様式第6号中 「 住 所 申請者 氏 名 印」 を 「 住 所 申請者 氏 名 」 に改める。

様式第7号中「印」を削る。

様式第8号中 「 住 所 請求人 氏 名 印」 を 「 住 所 請求人 氏 名 」 に改める。

様式第9号中 「請求人 住所 氏名」を「請求人 住所 氏名」に改める。

様式第10号中「印」を削り、

年月日	異動内容	氏名	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	備考

を

年月日	異動内容	氏名	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	備考

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第48号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前				
<p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>かいの長</td> <td> 1 略 2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務 (1) 略 (2) 国庫支出金の算定基準（県単独事業等については、これに準ずる額）以下とする次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補 </td> </tr> </table>	かいの長	1 略 2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務 (1) 略 (2) 国庫支出金の算定基準（県単独事業等については、これに準ずる額）以下とする次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補	<p>(知事の事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>かいの長</td> <td> 1 略 2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務 (1) 略 (2) 国庫支出金の算定基準（県単独事業等については、これに準ずる額）以下とする次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補 </td> </tr> </table>	かいの長	1 略 2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務 (1) 略 (2) 国庫支出金の算定基準（県単独事業等については、これに準ずる額）以下とする次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補
かいの長	1 略 2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務 (1) 略 (2) 国庫支出金の算定基準（県単独事業等については、これに準ずる額）以下とする次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補				
かいの長	1 略 2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務 (1) 略 (2) 国庫支出金の算定基準（県単独事業等については、これに準ずる額）以下とする次に掲げる事業のための土地、物件等の取得及び補				

償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令（予定価格7,000万円以上の土地（1件2万平方メートル以上のものに限る。）、物件等の取得（契約変更により右要件に該当する場合も含む。）並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。）
 ア～ソ 略
 タ 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年条例第35号）に基づく港湾整備事業
 (3)～(6) 略
 3～8 略
 9 長崎県港湾整備事業財産管理基金の財産（現金を除く。）の処分（予定価格7,000万円以上の土地（1件2万平方メートル以上のものに限る。）を除く。）及び管理

略

（会計管理者の事務の委任）

第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。

略

かいの出納員	出納員（振興局の納税課、税務課及び県中央振興局島原出張所の出納員を除く。）	その所掌に係る次に掲げる事項 1～5 略 6 歳入歳出外現金、用地基金、 <u>長崎県港湾整備事業財産管理基金</u> 及び保管有価証券の出納及び保管並びに記録管理
	略	

略

（会計管理者の事務引継ぎ）

第11条の2 略

2 会計管理者の前任者は、前項の規定により事務を引き継ぐときは、現金、書類、帳簿その他の物件についてはそれぞれ目録を作成するとともに、現金についてはそれぞれ帳簿に对照した明細書を添え、帳簿については事務引継の日において最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、前任者及び後任者がそれぞれ記名しなければならない。

3 略

（委任出納員の事務引継ぎ）

第12条 略

2 前任の出納員は、事務引継書（様式第2号）3通を作成し、引き継ぐべき現金、物品及び保管有価証券並びに帳簿その他証拠書類と対照して、後任出納員に受渡しをした後、前任者、後任者がそれぞれ記名して各1通を保存し、

償並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令（予定価格7,000万円以上の土地（1件2万平方メートル以上のものに限る。）、物件等の取得（契約変更により右要件に該当する場合も含む。）並びにこれらに伴う支出負担行為及び支出命令を除く。）
 ア～ソ 略

(3)～(6) 略
 3～8 略

略

（会計管理者の事務の委任）

第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。

略

かいの出納員	出納員（振興局の納税課、税務課及び県中央振興局島原出張所の出納員を除く。）	その所掌に係る次に掲げる事項 1～5 略 6 歳入歳出外現金、用地基金及び保管有価証券の出納及び保管並びに記録管理
	略	

略

（会計管理者の事務引継ぎ）

第11条の2 略

2 会計管理者の前任者は、前項の規定により事務を引き継ぐときは、現金、書類、帳簿その他の物件についてはそれぞれ目録を作成するとともに、現金についてはそれぞれ帳簿に对照した明細書を添え、帳簿については事務引継の日において最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、前任者及び後任者がそれぞれ記名押印しなければならない。

3 略

（委任出納員の事務引継ぎ）

第12条 略

2 前任の出納員は、事務引継書（様式第2号）3通を作成し、引き継ぐべき現金、物品及び保管有価証券並びに帳簿その他証拠書類と対照して、後任出納員に受渡しをした後、前任者、後任者がそれぞれ記名押印して各1通を保存

残りの1通を所属の長に提出しなければならない。

3 略

(資金前渡職員の事務引継ぎ)

第14条 かいでない事務所又は事業所の資金前渡職員が交替したときは、前任者は、次の各号の定めるところにより後任者に引き継がなければならない。

(1) 前渡資金出納簿は、交替発令の日の前日をもって締め切り、合計高及び引継年月日を記入し、前任者及び後任者がそれぞれ記名すること。

(2) 略

2及び3 略

(資金前渡)

第54条 略

2 資金の前渡をするときは、支障のない範囲において、なるべく分割して前渡しなければならない。ただし、前項第2号の経費については、事務の必要により3箇月分まで前渡することができることとし、また、令第161条第1項第13号及び第14号の経費について自動口座振替により支払を行う場合については、6箇月分まで前渡することができる。

(履行遅滞に対する違約金)

第114条 契約担任者は、契約の相手方の履行遅滞があったときは、次に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、その契約及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 建設工事 契約金額に対し、年2.5パーセント

(2) 物件の購入 未納部分の代金に対し、年2.5パーセント

(3) 略

2 略

別表第1 (第3条関係)

かい名	金額
略	
石木ダム建設事務所	200,000,000円以内
略	

別表第4 (第6条関係)

かい名	職名
略	
県北振興局	会計課経理第二班専門幹(専門幹を置かないときは係長(係長が2名以上の場合にあつては上席の係長)) 納税課管理班専門幹(専門幹を置かないときは係長(係長が2名以上の場合にあつては上席の係長))
略	

し、残りの1通を所属の長に提出しなければならない。

3 略

(資金前渡職員の事務引継ぎ)

第14条 かいでない事務所又は事業所の資金前渡職員が交替したときは、前任者は、次の各号の定めるところにより後任者に引き継がなければならない。

(1) 前渡資金出納簿は、交替発令の日の前日をもって締め切り、合計高及び引継年月日を記入し、前任者及び後任者がそれぞれ記名押印すること。

(2) 略

2及び3 略

(資金前渡)

第54条 略

2 資金の前渡をするときは、支障のない範囲において、なるべく分割して前渡しなければならない。ただし、前項第2号の経費については、事務の必要により3箇月分まで前渡することができることとし、また、令第161条第1項第13号の経費について自動口座振替により支払を行う場合については、6箇月分まで前渡することができる。

(履行遅滞に対する違約金)

第114条 契約担任者は、契約の相手方の履行遅滞があったときは、次に掲げる契約に応じ、当該各号に定める違約金を徴収しなければならない。ただし、その契約及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 建設工事 契約金額に対し、年2.6パーセント

(2) 物件の購入 未納部分の代金に対し、年2.6パーセント

(3) 略

2 略

別表第1 (第3条関係)

かい名	金額
略	
石木ダム建設事務所	100,000,000円以内
略	

別表第4 (第6条関係)

かい名	職名
略	
県北振興局	会計課経理第一班専門幹(専門幹を置かないときは係長(係長が2名以上の場合にあつては上席の係長)) 納税課管理班専門幹(専門幹を置かないときは係長(係長が2名以上の場合にあつては上席の係長))
略	

様式第29号中「㊟」を削る。

様式第31号中「㊟」を削る。

様式第34号中「印」を削る。

様式第40号中「印」を削る。

様式第46号の3その2中「㊟」を削る。

様式第52号その1中「㊟」を削る。

様式第68号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 工事の起工に係る指名業者の選定に関する改正後の別表第1の適用については、当分の間、同表の規定中「2億円」とあるのは「8,000万円」とする。

告 示

長崎県告示第281号

長崎県法令違反等通報制度に関する要綱（平成19年長崎県告示第821号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、「職員等」とは、知事部局、議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局に所属する職員、<u>会計年度任用職員</u>、派遣労働者、請負事業等従事者等の労務提供者をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>この要綱において、「受理」とは、前項各号の行為又は事実の通報を、この要綱に基づく調査及び検討を要するものとして取り扱うことをいう。</u></p> <p>(通報の方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 通報者の氏名及び連絡先が明らかでない通報については、<u>証拠資料の添付等により当該通報の信頼性が高いと認められ、調査が可能と判断される場合は、本要綱により対応するものとする。</u></p> <p>(通報者の保護)</p> <p>第4条 通報者は、次条に規定する目的以外の通報である場合は、<u>通報したことを理由として</u>いかなる不利益な取扱いも受けない。</p> <p>2 <u>人事課長は、通報者に対し、通報したことを理由として不利益な取扱いを行った職員等に対する措置の検討を行う。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(通報を受けた弁護士)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、「職員等」とは、知事部局、議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局に所属する職員、<u>非常勤職員</u>、<u>臨時職員</u>、派遣労働者、請負事業等従事者等の労務提供者をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(通報の方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 通報者の氏名及び連絡先が明らかでない通報については、<u>情報提供として、本要綱によらず個別に対応を検討するものとする。ただし、証拠資料の添付等により当該通報の信頼性が高いと認められる場合は、本要綱により処理するものとする。</u></p> <p>(通報者の保護)</p> <p>第4条 通報者は、次条に規定する目的以外の通報である場合は、<u>いかなる不利益な取扱いも受けない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(通報の処理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>通報又は弁護士からの報告を受けた人事課長は、通報を受理する場合は受理した旨を、受理しない場合は受理しな</u></p>

(通報の受付)

第7条 人事課長は、通報があったときは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

2 人事課長は、通報を受け付けたときは、次の事項について通報者に確認するものとする。ただし、当該通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- (1) 通報の対象となる職員等（以下「被通報者」という。）の氏名
- (2) 通報者と被通報者との関係
- (3) 通報の内容となる具体的かつ客観的な事実及び関係する法令等
- (4) 前号の事実を裏付ける資料等の有無及びその名称等
- (5) その他必要と認められる事項

3 通報又は弁護士からの報告を受けた人事課長は、次に掲げる事項について通報者に説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- (1) 通報に関する秘密が保持されること。
- (2) 通報者の氏名、連絡先その他の個人情報保護されること。
- (3) 通報したことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこと。
- (4) 通報受付後の手続に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項

4 前項の説明は、弁護士に対して通報を行った通報者に対しては、弁護士を経由して行うものとする。

(通報の受理)

第8条 人事課長は、前条の規定により受け付けた通報が、次に掲げる要件をすべて満たす通報である場合は、当該通報を受理するものとする。

- (1) 第2条第2項に掲げる行為若しくは事実にあたらぬ苦情、要望、意見又は相談ではないこと。
- (2) 職員等の職務に関する行為又は事実についての通報ではないこと。
- (3) 通報の内容が事実ではないことが明らかでないこと。
- (4) 同一の通報者からの同趣旨の通報ではないこと。
- (5) 他の法令等に基づく別の対応手続が定められていないこと。
- (6) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められないこと。

2 人事課長は、前項に該当しない通報については情報提供として対応し、情報提供の内容に応じた相談窓口を案内するなど適切に対応するものとする。

3 人事課長は、通報を受理する場合は受理した旨を、通報を受理しない場合は、受理しない旨及びその理由を、通報

い旨及びその理由を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。

6 前項における通知は、弁護士に対して通報を行った通報者に対しては、弁護士を経由して行うものとする。

者に対し遅滞なく通知しなければならない。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。

4 前項の通知は、弁護士に対して通報を行った通報者に対しては、弁護士を経由して行うものとする。

(調査の実施)

第9条 略

2 略

3 人事課長は、調査の実施において、人事課職員、関係所属長又は当該所属長を補佐する職務にある者の中から調査に当たる職員（以下「担当職員」という。）を指名し、遅滞なく調査に当たらせるものとする。ただし、通報のあった内容に関して利害関係を持つと認められる職員は、当該担当職員として指名しない。

4 職員等は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。また、人事課長は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する職員等が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうか確認するものとする。

5 人事課長は、第3項の規定により担当職員を指名して調査を実施する場合においても、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行い、通報事案を適切に管理する。

6～8 略

9 調査が終了し、法令違反等の事実又は是正措置の必要性が認められた場合には、人事課長は、調査結果を速やかに知事に報告しなければならない。

(是正措置等)

第10条 知事は、前条第9項に基づく調査結果の報告を受けた場合には、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2及び3 略

(調査結果の通知等)

第11条 人事課長は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について通報者に対し適宜通知するとともに、調査終了後においては、調査結果及び講じた措置の概要について、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。

第12条及び第13条 略

(救済制度)

第14条 通報を行った職員等は、通報又は第16条第1項の相談等を理由としてなされた不利益な取扱いについて、その内容等に応じて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審査請求、地方公務員法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求、同法第8条1項第11号の規定による苦情相談制度その他必要な救済制度を利用することができる。

(職員等への周知)

第15条 人事課長は、定期的な案内その他適切な方法により、本要綱の内容、通報窓口、通報対応の仕組み等について

(調査の実施)

第7条 略

2 略

3 人事課長は、調査の実施において、人事課職員、関係所属長又は当該所属長を補佐する職務にある者の中から調査に当たる職員（以下「担当職員」という。）を指名し、遅滞なく調査に当たらせるものとする。

4～6 略

7 調査が終了した場合には、人事課長は、調査結果を速やかに知事に報告しなければならない。

(是正措置等)

第8条 知事は、前条第6項に基づく調査結果の報告を受けた場合には、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2及び3 略

(調査結果の通知等)

第9条 人事課長は、通報の調査結果及び講じた措置の概要を、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとする。ただし、当該通報者が特に通知を望んでいないとき等は、この限りでない。

第10条及び第11条 略

(救済制度)

第12条 通報者は、通報又は次条第1項の相談等を理由としてなされた不利益な取扱いについて、その内容等に応じて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審査請求、地方公務員法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求、同法第8条1項第11号の規定による苦情相談制度その他必要な救済制度を利用することができる。

て、職員等に対し周知するものとする。 第16条～第18条 略	第13条～第15条 略
-----------------------------------	-------------

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第3条関係）」に改め、同様式中

「 通 報 書 」を

「 年 月 日

「 通 報 書 」に、

・区 分 (該当に○印)	① 職員 ② 非常勤職員 ③ 臨時職員 ④ 派遣労働者 ⑤ 請負事業等従事者 ⑥ その他 () ※ ④、⑤に○をつけた方(派遣会社、請負事業者等の名称等) 名 称 所在地 (TEL)	を
・所 属	(・区分で④、⑤に○をつけた方は労務提供先)	

・区 分 (該当に○印)	① 職員 ② 会計年度任用職員 ③ 派遣労働者 ④ 請負事業等従事者 ⑤ その他 () ※ ③、④に○をつけた方(派遣会社、請負事業者等の名称等) 名 称 所在地 (TEL)	に改める。
・所 属	(・区分で③、④に○をつけた方は労務提供先)	

長崎県告示第282号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～36 略						1～36 略					
37	長崎県新型コロナウイルス感染症への対応医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染症拡大防止や医療提供体制	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(16) 略 (17) <u>新型コロナウイルス入院受入医療機関緊急支援</u>	略		37	長崎県新型コロナウイルス感染症への対応医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な感染症拡大防止や医療提供体制	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1)～(16) 略	略	

		の整備等を推進する。	事業 (18) <u>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業</u>		
38及び39 略					
40	感染症対策医療提供体制強化事業費補助金	がん治療を安定的に提供できる体制を確保する。	長崎医療センターの遠隔操作密封小線源治療装置（RAL S）の導入に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	国立病院機構長崎医療センター
41	長崎県病床機能再編支援補助金	地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院統合への支援により地域医療構想の実現を図る。	次に掲げる事業に要する経費 ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 病床削減 (2) 医療機関の統合 (3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する利子相当額	予算の範囲内で知事が定める額	病院等の開設者又は開設者であった者

医療人材対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～17 略					
18	勤務医の労働時間短縮体制整備事業補助金	地域医療を確保しつつ、勤務医の労働環境の改善を図る。	勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する事業の実施に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	別に定める医療機関

薬務行政室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	長崎県新型コロナウイルス感染症対策薬局強化事業支	発熱患者やPCR検査希望者等からの相談を受け付ける体制を整備し、	指定薬局への支援金の支給に要する経費	10分の10以内	知事が指定する保険薬局

		の整備等を推進する。			
38及び39 略					

医療人材対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～17 略					

薬務行政室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					

援金	新型コロナ ウイルス 感染症予 防の強化 を図る。		
----	---------------------------------------	--	--

障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～37 略				

38～48 略

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、薬務行政室、長寿社会課、障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に基づく事業に助成を行い、本県の実情に応じた対策を推進する。	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する都道府県計画で定めるものうち、下記の事業を実施するために予算の範囲内で知事が必要と認める経費 (1)～(5) 略 (6) <u>勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業</u>	略	

障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～37 略				

38	長崎県人工内耳人工内耳体外機購入助成事業費補助金	人工内耳装用者のうち、旧式の体外機の使用により、日常生活に著しい支障をきたしている者の最低限の生活活動を保障する。	2分の1以内	市町
----	--------------------------	---	--------	----

39～49 略

福祉保健課、医療政策課、医療人材対策室、薬務行政室、長寿社会課、障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に基づく事業に助成を行い、本県の実情に応じた対策を推進する。	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する都道府県計画で定めるものうち、下記の事業を実施するために予算の範囲内で知事が必要と認める経費 (1)～(5) 略	略	

長崎県告示第283号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 福祉保健課関係						別表（第2条関係） 福祉保健課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～13 略						1～13 略					
14	長崎県 新型コロナウイルス感染症 対策 ネットワーク 強化補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができよう市町や民間団体等の取組を包括的に支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業 (2) 保護施設等の衛生管理体制確保支援事業 (3) 保護決定等体制強化事業 (4) 生活困窮者自立支援の機能強化事業 (5) ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援充実事業 (6) 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用推進事業 (7) 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携推進事業	4分の3以内	知事が 適当と 認める 者						
医療政策課関係						医療政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～36 略						1～36 略					
37	長崎県 新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	次に掲げる事業に要する経費	略		37	長崎県 新型コロナウイルス	新型コロナウイルス	次に掲げる事業に要する経費	略	

	ロノウ イルス 感染症 医療体 制等緊 急整備 事業補 助金	ス感染症 への対応 として緊 急に必要 となる感 染拡大防 止や医療 提供体制 の整備等 を推進す る。	ただし、補助対 象経費の基 準は、知事 が別に定 める。 (1)~(18) 略 (19) 帰国者・接 触者外来等 設備整備事 業		
38~41 略					
42	長崎県 基幹災 害拠点 病院整 備事業 補助金	災害医療 支援機能 を有し、 24時間対 応可能な 救急体制 を確保す る基幹災 害拠点病 院を整備 すること により、 災害時 の医療の 確保を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 ただし、補助対 象経費の基 準は、知事 が別に定 める。 (1) 施設整備事 業 (2) 設備整備事 業	(1) 0.33 (耐 震補 強の 場 合は 0.50)以 内 (2) 3 分の 2以 内	知事が 指定す る基幹 災害拠 点病院 の開設 者
43	長崎県 医療施 設耐震 化促進 事業補 助金	医療機関 における 耐震診断 に要する 経費を補 助するこ とによ り、安全 性の向上 と震災時 における 医療体制 の確保を 図る。	医療機関にお ける耐震診断 に要する経費 。ただし、補 助対象経費 の基準は、 知事が別に 定める。	3分の 2以内	知事が 別に定 める者

薬務行政室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1~3 略					
4	長崎県 骨髄等 移植ド ナー支 援市町 補助事 業補助	骨髄・末 梢血幹細 胞移植の 推進を図 る。	骨髄ドナーに 対する助成 を行う市 町の事業に 要する経費	2分の 1以内	市町

	ロノウ イルス 感染症 医療体 制等緊 急整備 事業補 助金	ス感染症 への対応 として緊 急に必要 となる感 染拡大防 止や医療 提供体制 の整備等 を推進す る。	ただし、補助対 象経費の基 準は、知事 が別に定 める。 (1)~(18) 略		
38~41 略					

薬務行政室関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1~3 略				

金					長寿社会課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～14 略					1～14 略				
15	長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	介護人材の確保及び再就職のための準備金及び修学費用等の貸付けを行うことにより、地域の福祉及び介護に関わる人材の育成、確保並びに定着を支援する。	再就職準備金の貸付け、障害福祉分野就職支援金の貸付け、介護福祉士修学資金の貸付け、福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付け及び実務者研修受講者への貸付けに必要な原資並びに貸付業務に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	略	15	長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	介護人材の確保及び再就職のための準備金及び修学費用の貸付けを行うことにより、地域の福祉及び介護に関わる人材の育成、確保並びに定着を支援する。	再就職準備金の貸付け、介護福祉士等修学資金の貸付け及び実務者研修受講者への貸付けに必要な原資並びに貸付業務に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	略
16～22 略					16～22 略				

長崎県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、介護支援専門員実務研修受講試験を行う者として、次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の15第3項の規定により公示する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 名称
公益財団法人 介護労働安定センター長崎支部
- 主たる事務所の所在地
長崎市大黒町9番22号
- 指定する期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 指定する日
令和3年4月1日

長崎県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
天野内科	長崎市小江原2丁目35番16号	令和3年4月1日

長崎県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
くいでつ薬局	大村市杭出津1丁目826-8	令和3年3月1日

長崎県告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
社会医療法人長崎記念病院 訪問看護ステーション	長崎市深堀町1丁目145番22	令和3年4月1日

長崎県告示第288号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～6 略						1～6 略					
					7	新型コロナウイルス感染症 経営相談支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する経営相談体制を構築し、国、県、市町等が実施する各種支援制度の周知や申請書の作成補助等により事業者の	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 相談員設置に要する経費 (2) 経営相談事業に要する経費	10分の10以内	長崎県商工会連合会商工会議所	

7		事業継続を図る。			
8	新しい生活様式対応支援補助金	県内事業者「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組の普及を図る。	業種別ガイドラインに沿った取組の実施に要する経費	10分の10以内。ただし、10万円を限度とする。	知事が適当と認め、中小企業者等
9	飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金	県内飲食店に対し、「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組の普及を図る。	新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するための換気設備等の導入に要する経費	10分の9以内	知事が適当と認め、中小企業者等
10	長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金	新型コロナウイルス感染拡大防止を図る。	要請に応じて営業時間の短縮に協力した店舗への協力金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町

7 略

企業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					
4	長崎県成長産業サブライチェーン強化支援事業費補助金	県内企業の企業間連携を伴う事業拡大及び生産性向上への取組を総合的に支援し、県外需要の獲得及び県内サブライチェーンの育成・強化	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 技術開発事業 (2) 販路開拓事業 (3) 人材育成事業 (4) 連携支援・設備投資事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等

11 略

企業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略					

		を図る。			
5	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1)及び(2) 略 (3) 試作・認証取得支援事業 (4) 略	(1) 2分の1以内又は4分の3以内 (2) 略 (3) 2分の1以内又は4分の3以内 (4) 略	(1) 略 (2) 及び(3) 知事が適当と認める県内中小企業者等 (4) 略
6 略					
7及び8 略					
9	諫早市工業用水道施設整備支援事業費補助金	諫早市の工業用水道施設の整備を図る。	略		
10～19 略					
20	長崎県フード・バリューアップ支援事業費補助金	成長が見込まれる企業の新たな市場進出等の販路を見据えた取組を支援し、食料品製造業の付加価値額の増加を図る。	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が適当と認める経費 (1)～(3) 略	2分の1以内又は3分の2以内	略
21 略					

4	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1)及び(2) 略 (3) 略	(1) 2分の1以内 (2) 略 (3) 略	(1) 略 (2) 知事が適当と認める県内中小企業者等 (3) 略
5 略					
6	長崎県企業誘致特別強化対策事業補助金	企業が求める高度人材の確保につながる取組を支援することで、企業誘致の促進を図る。	高度人材確保の支援に要する経費	10分の10以内	公益財団法人長崎県産業振興財団
7及び8 略					
9	中核工業団地工業用水整備促進費補助金	中核工業団地工業用水の整備を図る。	略		
10～19 略					
20	長崎県フード・バリューアップ支援事業費補助金	成長が見込まれる企業の新たな市場進出等の販路を見据えた取組を支援し、食料品製造業の付加価値額の増加を図る。	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が適当と認める経費 (1)～(3) 略	2分の1以内	略
21 略					

22	長崎県 産地力 パワー アップ 緊急支 援事業 費補助 金	新型コロ ナウイル ス感染症 の影響を 受けて売 上が減少 している 地域産業 のサブ ライ チェー ンの維持 を図る。	産地の生産体制 を強化する取組 に要する経費	4分の 3以内	知事が 定める 市町
23	長崎県 感染症 対応型 サブ ライ チェー ン強靱 化支援 事業費 補助金	感染症の 影響に対 応するた めの取組 を支援す ることに より、県 内サブ ライチェ ーンの強 靱化を 図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 事業所等の 衛生環境の向 上に関する事 業 (2) ビジネス スタイルの変 化への対応に 関する事業 (3) 新たな需 要の獲得に関 する事業	4分の 3以内	知事が 適当と 認める 県内中 小企業 者等
24	略				
25	長崎県 食料品 製造業 ニュー スタイ ル支援 事業費 補助金	新型コロ ナウイル ス感染症 に伴う消 費の変化 を踏ま え、新た な需要の 獲得を図 ろうとす る県内小 規模食料 品製造業 者の取組 を支援す る。	新たな需要の獲 得を図る取組に 要する経費	4分の 3以内	知事が 適当と 認める 県内小 規模企 業

22 略

新産業創造課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1及び2	略				
3	長崎県 新産業 創出支 援事業 費補助 金	県内にお ける新産 業創出の 取組を促 進する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1)～(3) 略	略	
4	略				
5	海洋エ	産学官が	次に掲げる事業	(1) 及	略

新産業創造課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1及び2	略				
3	長崎県 新産業 創出支 援事業 費補助 金	県内にお ける新産 業創出の 取組を促 進する。	次に掲げる事業 に要する経費 (1)～(3) 略 (4) 先端技術活 用促進事業	略	
4	略				
5	海洋エ	産学官が	次に掲げる事業	(1) 及	略

	ネ ル ギー関 連産業 創出促 進事業 補助金	連携し、 商用化を 見据えた 取組への 支援等に より、海 洋エネル ギー関連 産業の拠 点形成の 促進を図 る。	に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) <u>共同受注体 の構築支援業 務に要する経 費</u>	び(2) 略 (3) <u>10 分の 10以 内</u>							
6	長崎県 DXア ドバイ ザー招 へい事 業補助 金	県内中小 企業等の デジタル トランス フォー メーショ ン 推 進 を支援す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) <u>専門家等の 招へいに要す る経費</u>	2分の 1以 内。た だし、 <u>1企業 につき 100万 円を限 度とす る。</u>	知事が 適当と 認める 県内中 小企業 者等	6	海洋エ ネル ギー分 野別中 核候補 企業育 成事業 補助金	海洋エネ ルギー関 連産業の 各分野の 中で、県 内企業の 参入可能 性が高い 分野の中 核企業を 育成し、 中核企業 を中心と する県内 外からの 受注獲得 のための 共同受注 体制構築 を支援す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) <u>共同受注体 制構築に要す る経費</u>	2分の 1以内	知事が 適当と 認める 県内中 小企業 者等
7	情報産 業連携 体組成 促進補 助金	地場情報 産業企業 が中心と なって、 他の地場 企業、誘 致企業等 との協業 体制を組 成のうえ システム 開発等 を行うこ とを支援 し、県外 需要の獲 得及び県 内情報産 業の企業 規模拡大 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) <u>技術開発等 に要する経費</u> (2) <u>実証試験に 要する経費</u>	2分の 1以内	知事が 適当と 認める 企業等						

8	長崎県新規ビジネス創出支援事業費補助金	県内中小企業等におけるオープンイノベーションによる新規ビジネス創出の取組を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 県外企業等との実証実験に要する経費	2分の1以内	知事が <u>適当と認める</u> 県内中小企業者等
9	長崎県スタートアップ体験イベント開催支援補助金	スタートアップへの関心及び知識を高めることにより、地域における新たな事業及びスタートアップの創出を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) スタートアップ体験イベント開催に要する経費	2分の1以内	知事が <u>適当と認める</u> 団体等

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				

4～6 略

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～3 略					
4	長崎県アジアビジネス展開支援事業補助金	県内中小企業者等のアジア地域への事業展開に対する支援を実施する。	県内中小企業者等のアジア地域への事業展開に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が <u>適当と認める</u> 県内中小企業者等
5～7 略					
8	地域産業再起支援補助金	サービス産業事業者の事業継続、再起に向けた取組や対人接触を回避した新たなサービスの導入・開発等を支援する。	補助対象者が雇用を維持し再起を図る取組や、感染リスクを軽減した新たなサービスへの転換を図るために要する経費	4分の3以内	知事が <u>適当と認める</u> 県内中小企業者等
9	無人キャッシュレ	対人接触機会が少なく生産	空き店舗や空きスペース等を活用して無人キャ	4分の3以内	知事が <u>適当と認める</u>

7～10 略					
11	サービス産業経営体質強化補助金	県内のサービス産業事業者が、デジタルトランスフォーメーションにより生産性向上・処遇改善を図り、組織・経営に係る変革を目指す取組を支援する。	事業者が策定した組織・経営変革計画の実践に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認める県内企業者等
12	フィジタル型スマート店舗等経営支援補助金	消費者需要の多様化等に対応する高付加価値かつ持続可能なフィジタル型スマート店舗の事業化を支援する。	補助対象者がフィジタル型スマート店舗を設置し、営業を開始するまでのシステム導入等の設備整備に要する経費	2分の1以内	知事が適当と認める県内商店街組合、民間団体、中小企業者等

若者定着課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			

2 略					
3	長崎県産業人材育成奨学金返済	大学生等の県内企業への就職を促進し、本県	大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の返済に要する経費	2分の1以内。ただし150万	奨学金の貸与を受け、県内の対

ス店舗経営支援補助金	性の高い無人キャッシュレス店舗の経営を支援する。	キャッシュレス店舗経営を開始する事業者の、店舗設置から営業開始までに必要なシステム導入等に要する経費	県内商店街組合、民間団体、中小企業者等
10～13 略			

若者定着課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	略				
2	県内就職キャンペーンテレビCM制作補助金	県内企業の認知度向上による若者の県内就職促進を図る。	県内企業が人材確保と認知度向上を目的としたテレビCMに要する制作費用及び放映費用	10分の2以内。ただし20万円を限度とする。	県内に事務所又は事業所を有する企業
3 略					

シスト 事業補 助 金	産業を担 う人材の 育成及び 確保を図 る。	円を限 度とす る。	象業種 に就職 した者
-------------------	------------------------------------	------------------	-------------------

雇用労働政策課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～4 略				

5及び6 略

7 略

8	長崎県 外国人 材日本 語教育 支援事 業補助 金	監理団体 等におけ る日本語 教育の実 施を支援 し、魅力 的な受入 環境整備 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 技能実習生 等への日本語 教育に要する 経費 (2) 技能実習生 等への日本語 教育に従事す る日本語指導 者の技能向上 のための研修 に要する経費	2分の 1以内	知事が 適当と 認める 県内監 理団体 等
9	成長分 野人材 確保・	成長分野 の企業産 業の人材	成長分野（半導 体、情報産業 等）の企業（協	予算の 範囲内 で知事	知事が 適当と 認める

雇用労働政策課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～4 略				

5	産業人 材確保 支援事 業費補 助金	県内企業 の人材確 保を支援 する。	県外の民間転職 フェアへの出展 等に要する経費	2分の 1以内	県内に 事務所 又は事 業所を 有し、 知事が 適当と 認める 企業等
---	--------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------	---

6及び7 略

8	テレ ワーク 導入助 成金	中小企業 における テレワー クの導入 促進を図 る。	労働者災害補償 保険法施行規則 （昭和30年労働 省令第22号）第 39条に規定する 働き方改革推進 支援助成金テレ ワークコース等 の交付の対象と なる経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。	知事が 適当と 認める 県内中 小企業 者等
---	------------------------	--	--	---	---------------------------------------

9 略

10	チャレ ンジ体 験就労 補助金	新型コロ ナウイル ス感染症 の影響に よる離職 者の再就 職に向け た体験就 労を支援 する。	対象離職者の体 験就労受入れを 行った県内企業 の当該受入れに 要する経費	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。	知事が 適当と 認める 県内中 小企業 者等
----	--------------------------	---	---	---	---------------------------------------

	育成事業費補助金	の確保・育成を支援する。	力企業を含む。)が新たに雇用した人材の育成に要する経費	が別に定める基準による。	県内成長分野企業(半導体関連産業、情報産業等)等
10	魅力ある職場づくり事業支援補助金	県内中小企業等の働き方改革を促進するため、商工団体、業界団体等が会員企業等に対して実施する研修会等を支援する。	働き方改革に関する研修会・セミナー等に要する経費	2分の1以内	知事が適当と認める県内商工団体等

長崎県告示第289号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料徴収事務を委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和3年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県諫早市宇都町22番76号
職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会 理事長 竹田 近久
- 3 委託事務
長崎県技能会館条例(昭和48年長崎県条例第60号)第3条に規定する使用料の徴収
- 4 委託期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 施設の名称
長崎県立諫早技能会館

長崎県告示第290号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
令和3年4月1日から令和4年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。
【くろまぐろ(小型魚)】 657.100トン
【くろまぐろ(大型魚)】 158.300トン
【するめいか】 現行水準
- 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和3年4月1日から令和4年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

- 【くろまぐろ（小型魚）】
 - 長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 37.233トン
 - 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 606.827トン
- 【くろまぐろ（大型魚）】
 - 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 47.450トン
 - 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 108.340トン
- 【するめいか】
 - 長崎県するめいか漁業 現行水準

長崎県告示第291号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和3年4月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1 資源管理に関する基本的な事項 1 略 2 本県の責務 本県は、漁業法（昭和24年法律267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。 第2～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「 <u>別紙1-6 するめいか</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1-1） 第1 特定水産資源 <u>くろまぐろ（小型魚）</u> 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 略 2 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 略 ② 対象とする漁業 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（ <u>日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。</u> ）及びくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁船漁業（ <u>大臣許可漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う</u>	第1 資源管理に関する基本的な事項 1 略 2 本県の責務 本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。 第2～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「 <u>別紙1-5 さんま</u> 」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1-1） 第1 特定水産資源 特定水産資源の名称 <u>くろまぐろ（小型魚）</u> 特定水産資源の定義 <u>くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。</u> 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 略 2 長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 略 ② 対象とする漁業 長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（ <u>日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号1(2)に掲げる漁業をいう。</u> ）及びくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁船漁業（ <u>指定漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁</u>

漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。)

③ 略

(2) 略

第3及び第4 略
(別紙1-2)

第1 特定水産資源
くろまぐろ (大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域
中西部太平洋条約海域

②及び③ 略

(2) 略

2 長崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認するくろまぐろを対象とする漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁船漁業 (大臣許可漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。)

③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割8分を平成27年(2015年)4月1日から平成31年(2019年)3月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2分を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 略
(別紙1-3)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 略

2 長崎県まあじその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の

業であって、定置漁業以外の漁業をいう。)

③ 略

(2) 略

第3及び第4 略
(別紙1-2)

第1 特定水産資源
特定水産資源の名称 くろまぐろ (大型魚)
特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域
中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号。) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

②及び③ 略

(2) 略

2 長崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号1(2)に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁船漁業 (指定漁業等を営む者及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、定置漁業以外の漁業をいう。)

③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割8分を平成27年(2015年)4月1日から平成30年(2018年)3月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2分を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 略
(別紙1-3)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 略

2 長崎県まあじその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の

所在地がある者がまあじを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号、以下「漁業主権法」という。）第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、中型まき網漁業を除く。以下「まあじその他漁業」という。）

③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 略

2 農林水産大臣により、漁業法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.901を乗じて得た数量（100トン未満の端数は切り上げる。）とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量（以下、「当該数量」という。）の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、当該数量に留保枠を加え、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 略

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「まいわし漁業」という。）

③ 略

(2) 略

第3～第5 略

(別紙1-5)

第1 略

所在地がある者がまあじを採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業であって、中型まき網漁業を除く。以下「まあじその他漁業」という。）

③ 略

(2) 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

略

第4 略

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

このほか、まあじの資源管理に関する事項を別に定めるものとする。

(別紙1-4)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業

長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「まいわし漁業」という。）

③ 略

(2) 略

第3～第5 略

(別紙1-5)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「さんま漁業」という。）

③ 略

(2) 略

第3～第5 略
(別紙1-6)

第1 特定水産資源
するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域
②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁船漁業（大臣許可漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「するめいか漁業」という。）

③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量をするめいか漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、19,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
するめいか漁業	19,000隻

第5 その他資源管理に関する重要事項
なし

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 略

② 対象とする漁業
長崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁船漁業（指定漁業等を営む者、漁業主権法第2条第4項に規定する外国人及び法第119条第2項の規則で定める者が行う漁業以外の漁業。以下「さんま漁業」という。）

③ 略

(2) 略

第3～第5 略

長崎県告示第292号

令和3年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等を、次のとおり定める。

なお、令和2年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等（令和2年長崎県告示第254

号) は、令和3年3月31日をもってこれを廃止する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

1 水系の範囲

- (1) 船津川水系（諫早市）及びこれと接続一体をなす水面
- (2) 小深井川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (3) 本明川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (4) 宮村川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (5) 佐世保川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (6) 中島川水系及びこれと接続一体をなす水面

長崎県告示第293号

長崎県水産業振興資金貸付要綱（平成9年長崎県告示第743号の2）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日以降貸付分の長崎県水産業振興資金から適用する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（貸付の種類） 第5条 略 2及び3 略 4 漁業経営安定対策支援資金の貸付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。 (1)～(4) 略 (5) 貸付期限 <u>令和6年3月31日まで</u>	（貸付の種類） 第5条 略 2及び3 略 4 漁業経営安定対策支援資金の貸付は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。 (1)～(4) 略 (5) 貸付期限 <u>平成33年3月31日まで</u>

長崎県告示第294号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和3年3月30日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
 名 称 川棚町
 所 在 地 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1
 代表者氏名 川棚町長 山口 文夫
 代表者住所 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 長崎県東彼杵郡川棚町三越郷140番87、140番89及び140番90に接する堤防の地先及び同町三越郷181番4の地先並びに同町三越郷201番4、201番5及び227番2に接する堤防の地先
 (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 (3) 面 積 630.72平方メートル
- 4 埋立地の用途
 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
 平成28年9月30日付け長崎県指令28漁港許第7号
- 6 閲覧場所
 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1 川棚町役場

長崎県告示第295号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、次のとおり長崎南地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

（「次のとおり」は省略し、長崎南地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第296号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、次のとおり対馬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

（「次のとおり」は省略し、対馬地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第297号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、次のとおり五島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を公表する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

（「次のとおり」は省略し、五島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書を長崎県水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 解除予定保安林の所在場所
五島市玉之浦町丹奈宇焼山野126の21、126の22
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

長崎県告示第299号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
佐世保市、平戸市、壱岐市、小値賀町の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）。
 - (2) 期間
令和3年5月20日から令和3年7月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第300号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

1 区域及び期間

(1) 区域

長崎市、大村市、西海市、川棚町、島原市、雲仙市、南島原市、平戸市、小値賀町、五島市、新上五島町、壱岐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和3年5月20日から令和3年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を

行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- (4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
- (5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 長崎式見港線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先(長崎市元船町10番19)から 官公有無番地先(長崎市尾上町2番12)まで	前	39.5~79.3	115.3	
	後	29.0~60.2	115.3	

長崎県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 207号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町岡郷字加瀬川2961番34地先から 西彼杵郡長与町岡郷字加瀬川2961番122地先まで	前	12.4~14.0	72.7	
	後	13.9~19.2	72.7	

長崎県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 佐世保世知原線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市田原町232番4地先から 佐世保市田原町232番4地先まで	前	28.5~33.3	9.6	
	後	33.3~47.2	9.6	

長崎県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 204号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市春日町317番62地先から 佐世保市春日町10番地先まで	前	18.7~22.0	333.0	
	後	20.0~26.6	333.0	

長崎県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 498号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市瀬戸越二丁目49番3地先から 佐世保市瀬戸越二丁目119番6地先まで	前	11.1~11.8	242.0	
	後	11.5~22.1	242.0	

長崎県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 諫早外環状線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市平山町270番6地先から 諫早市平山町250番2地先まで	前	49.0~55.5	56.3	
	後	38.3~43.5	56.3	

長崎県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 佐世保吉井松浦線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小川内町606番地先から 佐世保市小川内町601番3地先まで	前	11.3~70.1	114.4	
	後	13.5~70.6	114.4	

長崎県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路線名 204号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市調川町平尾免字水タリ325番5地先から 松浦市調川町平尾免字水タリ333番1地先まで	前	9.6~10.6	16.5	
	後	21.9~22.9	16.5	

長崎県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 富江岐宿線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市富江町松尾字江川656番1地先から 五島市富江町松尾字江川655番2地先まで	前	10.4~13.3	4.9	
	後	10.4~10.5	4.9	

長崎県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 206号	西彼杵郡時津町元村郷字井手園903番1地先から 西彼杵郡時津町元村郷字井手園900番3地先まで	令和3年3月30日

長崎県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市平山町270番6地先から 諫早市平山町250番2地先まで	令和3年3月30日

長崎県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保吉井松浦線	佐世保市小川内町606番地先から 佐世保市小川内町601番3地先まで	令和3年3月30日

長崎県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	松浦市調川町平尾免字水タリ325番5地先から 松浦市調川町平尾免字水タリ333番1地先まで	令和3年3月30日

長崎県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字江川656番1地先から 五島市富江町松尾字泉河651番2地先まで	令和3年3月31日

長崎県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字泉河651番1地先から 五島市富江町松尾字泉河638番3地先まで	令和3年3月31日

長崎県告示第316号

長崎県管理港湾多比良港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び島原振興局建設部管理課に備え置く。

令和3年3月30日

多比良港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

港湾名	種 類		位 置	数量及び能力
	施 設 名	名 称		
多比良港	臨港交通施設	多比良港廃棄物埋立護岸内 臨港道路	長崎県雲仙市国見町 土黒甲296番5	構造 舗装厚50mm 路盤 300mm 延長 652.3m 面積 7,350㎡ 車道幅員 6.5m

				道路敷幅 10.25m 舗装形態 As舗装
--	--	--	--	--------------------------

長崎県告示第317号

長崎県管理港湾口ノ津港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び島原振興局建設部管理課に備え置く。

令和3年3月30日

口ノ津港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

港湾名	種類		位置	数量及び能力
	施設名	名称		
口ノ津港	浮棧橋	口ノ津港浮棧橋(3)	長崎県 南島原市口之津町	構造 鋼コンクリートハイブリッドポーン 延長 除 取付部22.0m 含 取付部 91.2m 幅員 13.0m 面積 286㎡ 計画水深 -3.0m 【連絡橋】 延長 26.0m 幅員 3.60m 面積 93.6㎡ 【取付護岸（直立消波ブロック構造）】 延長 43.2m 天端高 +4.50m 舗装幅 3.0m

長崎県告示第318号

長崎県管理港湾厳原港において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第29条第1項及び第37条の規定により、次のように重要国際埠頭施設及び国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

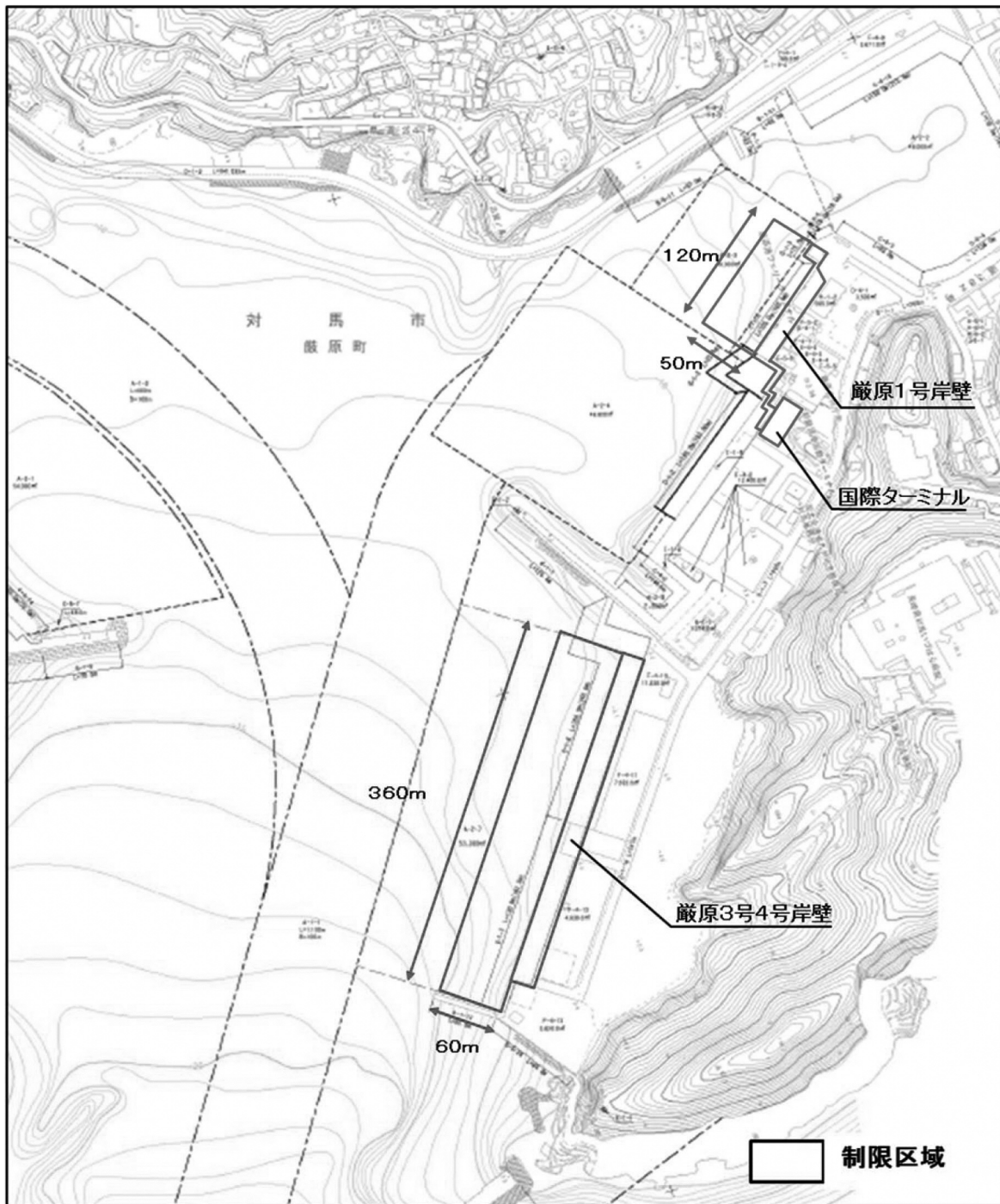
令和3年3月30日

厳原港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

港湾名	施設名の種類	施設の名称	位置	数量及び能力
厳原港	重要国際埠頭施設	厳原1号岸壁 (-5.0m)	対馬市厳原町東里の一部	延長 105m エブロン幅 15m 水深 -5.0m 制限区域面積 2,440㎡ 対象船舶 国際航海船舶 係留可能隻数 1隻
		新厳原港国際ターミナル		構造 鉄骨造平家建 延床面積 706㎡ 制限区域面積 691㎡

国際水域 施 設	厳原3号・厳原4 号岸壁 (-7.5m)	対馬市厳原町東里の 一部	延長 330m
	厳原1号岸壁前面 泊地		エプロン幅 20m
	厳原3号・4号岸 壁前面泊地		水深 -7.5m
			制限区域面積 6,600㎡
			対象船舶 国際航海船舶
			係留可能隻数 1隻
			制限区域面積 5,830㎡
			制限区域面積 19,800㎡

なお、制限区域の位置は下図のとおりであり、国際航海船舶の当該施設への着岸前から離岸後までの一定の時間帯において、立ち入りを制限する。



長崎県告示第319号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく肥前大島港臨港地区内に次の1のとおり分区を指定した。

なお、その関係図書は、次の2の閲覧場所に備え置いて、閲覧に供する。

令和3年3月30日

肥前大島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 分区の指定

(1) 商港区

西海市大島町字楠地、字馬込、字間瀬先の各一部

2 閲覧場所

(1) 長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

(2) 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16

長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所

(3) 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地

西海市役所

長崎県告示第320号

会計管理者の事務の委任（平成11年長崎県告示第496号の19）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
略		略	
その所掌に係る次に掲げる事項	略	その所掌に係る次に掲げる事項	略
1～5 略		1～5 略	
6 歳入歳出外現金、用地基金、 <u>長崎県港湾整備事業財産管理基金及び保管有価証券の出納及び保管並びに記録管理</u>		6 歳入歳出外現金、用地基金及び保管有価証券の出納及び保管並びに記録管理	
略		略	

公 告

長崎歴史文化博物館の指定管理者の募集（公告）

長崎歴史文化博物館条例（平成16年長崎県条例第56号。以下「条例」という。）第3条に規定する長崎歴史文化博物館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

1 施設の概要等

(1) 長崎歴史文化博物館（以下「歴文博」という。）

ア 名称 長崎歴史文化博物館

イ 所在地 長崎県長崎市立山1丁目1番1号

(2) 長崎歴史文化博物館分館（以下「ミュージアム」という。）

ア 名称 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

イ 所在地 長崎県長崎市松が枝町4番27号

2 指定（予定）期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。なお、長崎県議会議決後、県知事の指定により正式な指定及び指定期間が決定する。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 管理運営業務基準への対応
- (2) 資料の収集、保管、修復、利用及び展示に関する業務
- (3) 長崎の歴史・文化及び近代交流史に関する調査及び研究に関する業務
- (4) 教育普及・生涯学習支援に関する業務
- (5) 長崎の歴史・文化情報の提供に関する業務
- (6) 広報・マーケティング業務
- (7) 他の博物館・美術館、学校等との連携、支援に関する業務
- (8) 歴文博施設の利用許可、歴文博及びミュージアム施設の利用料金に関する業務
- (9) 歴文博のミュージアムショップ・レストランの運営に関する業務
- (10) 歴文博及びミュージアム施設、その附属設備等の維持管理及び修繕に関する業務
- (11) 歴史・文化による地域づくりに資する業務
- (12) 観光・交流人口の拡大に資する業務
- (13) 評価システム・モニタリングシステムの構築、運用
- (14) その他設置目的や歴文博の使命を達成するため必要となる業務

4 申請者の資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。また、指定申請後に、次に掲げる条件を満たさないこととなった場合は、指定をしないこと又は指定を取り消すことがある。

- (1) 県内に本店若しくは支店、営業所等の事務所を有する法人その他の団体又は指定時までに県内に事務所を設置できる法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (3) 指定申請書の提出期限の日から指定の日までの間において、知事から指名停止若しくは指名除外の措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 指定申請書の提出期限の日以前6か月から指定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 指定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者で、更生計画又は再生計画の認可の決定された者を除く。）でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税の滞納がないこと。
- (7) 学芸員の資格を有し、文化財の取得に熟知している者を2名以上配置できること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (9) 暴力団等の構成員が役員となっている団体でないこと。

5 募集に関する事項

(1) 募集要領等の配付

募集要領及び指定申請書等の配付は、令和3年3月30日（火）から以下のとおり行う。また、配付資料を除き、長崎県ホームページからダウンロードできる。配付資料は希望者へ郵送するので、ファックスにて申し込むこと。

ア 配付期間 令和3年3月30日（火）から6月21日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申込方法 任意の様式に、法人の名称、所在地、代表者氏名、担当者氏名、電話番号及びファックス番号を記入の上、ファックスにて申し込むこと。なお、ファックス送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

ウ 配付場所及び請求先 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県文化観光国際部文化振興課 文化施設振興班
電話 095-895-2768 ファックス 095-829-2336
長崎県ホームページ<http://www.pref.nagasaki.jp/>

(2) 現地説明会の開催

施設概要等についての現地説明会を以下のとおり開催するので、参加を希望する者は、以下のとおり申し込むこと。

ア 開催日時 令和3年5月12日（水） 午前10時から午後5時まで

イ 開催場所 長崎歴史文化博物館（長崎市立山1丁目1番1号）
長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム（長崎市松が枝町4番27号）

ウ 申込方法 現地説明会参加申込書（募集要領・様式5）に記入の上、令和3年5月7日（金）午後5時までに、5(1)ウにファックスにて申し込むこと。なお、ファックス送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

(3) 指定申請書等の提出方法

長崎歴史文化博物館指定管理者指定申請書（長崎歴史文化博物館条例施行規則（平成17年長崎県規則第68号）様式第1号）、募集要領で規定する様式1から様式3までの書類及び添付書類等を以下のとおり提出すること。

ア 受付期間 令和3年6月15日（火）から6月21日（月）までの間の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出方法 持参又は書留郵便

ウ 郵送場所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県文化観光国際部文化振興課 文化施設振興班

エ 持参場所 同上

オ 提出部数 正1部、副12部（副は複写可。）の計13部とする。なお、指定申請書等については、理由の如何を問わず、一切返却しない。

6 選定に関する事項

(1) 選定の方式

公募型プロポーザル方式による提案審査とする。

(2) 選定の手続

選定委員会を開催し、本事業に最も優れた候補者及び第2順位候補者を選定する。選定委員会においては、指定申請書等を用いて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で選定を行う。なお、選定委員会は非公開で行う。

(3) 選定基準

条例第6条の規定に基づき、指定管理者候補者を以下の選定基準により総合的に評価して選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

ア 歴文博及びミュージアム運営の理念

イ 中期計画

ウ 歴文博及びミュージアムの運營業務

エ 組織及び人員

オ 収支計画

カ 申請者の経営基盤及び実績

7 その他

詳細は長崎歴史文化博物館指定管理者募集要領による。

8 問合せ先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県文化観光国際部文化振興課 文化施設振興班
電話 095-895-2768 ファックス 095-829-2336

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
生月	県営農村地域防災減災事業	平成24年9月11日	平成28年8月25日

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和3年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

1 業種の区分

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項に定める建設工事の種類による。

2 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (4) 令和元年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評価値通知書を受け取っていない者
- (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者

3 申請の時期

随時

4 申請の方法

(1) 申請書類

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 工事経歴書
- ウ 営業所一覧表
- エ 総合評価値通知書の写し（令和元年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの）
- オ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明データシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）
電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp
- カ 委任状（建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合）
- キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

(電話) 095-894-3015

- (4) 申請書類の作成に用いる言語等
申請書類は、日本語で作成すること。
申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 5 一般競争入札参加資格の認定
2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。
2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札参加資格を認定する。
なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間
一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和4年3月31日までとする。
 - (2) 更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているの
で、当該公告に従い申請すること。
- 7 一般競争入札参加資格の取消し
申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。
- 8 その他
工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和3年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
工事に関する調査、設計及び測量業務
- 2 一般競争入札に参加することができない者
次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
 - (4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く。）
- 3 申請の時期
随時
- 4 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
 - イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書

ウ 技術者経歴書

エ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明データシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）

電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp

オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類

カ 2(4)に該当しないことを証する書面

(2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

（電話）095-894-3015

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。

2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（航空レーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
島原市、雲仙市、南島原市	令和3年2月21日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、壱岐振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
壱岐市 勝本町	令和3年3月11日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

長崎県知事 中村 法道

- 都市計画の種類及び名称
大島都市計画臨港地区（肥前大島港臨港地区）（西海市決定）
- 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県北振興局

議 会 告 示**長崎県議会告示第2号**

政治倫理の確立のための長崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長崎県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

長崎県議会議長 瀬川 光之

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（報告書の訂正） 第9条 報告書を訂正しようとする場合には、議会の議員は、議会の議長に訂正届（様式第5号）を提出し、訂正の箇所に、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。</p>	<p>（報告書の訂正） 第9条 報告書を訂正しようとする場合には、議会の議員は、議会の議長に訂正届（様式第5号）を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。</p>

様式第1号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会規則

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第3号

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則
 長崎県教育庁組織規則（昭和48年長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前										
(本庁の分課等) 第4条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる室を置く。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校教育課</td> <td style="text-align: center;">ICT教育推進室</td> </tr> </table> 第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(18) 略 <u>(19) 県立高等学校等の情報教育に関すること。</u>	課	室	略		高校教育課	ICT教育推進室	(本庁の分課等) 第4条 略 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる室を置く。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">課</td> <td style="text-align: center;">室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> 第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(18) 略	課	室	略	
課	室										
略											
高校教育課	ICT教育推進室										
課	室										
略											

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

長崎県教育庁決裁規程（昭和44年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(課長等の共通決裁事項) 第6条 本庁の課長及び室長（課内に置く室の長を除く。以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項について決裁することができる。 (1)～(25) 略 <u>(26) 所属における特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の雇用に関すること。</u> (27) 略 2及び3 略 (地方機関の長の決裁事項) 第7条 地方機関の長は、次に掲げる事項について決裁することができる。 (1)～(20) 略 <u>(21) 所属における特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の雇用に関すること。</u> (22) 略 2 略 (個別の決裁事項) 第8条 略 2 課長等（第1号に掲げる政策監及び教育次長に係る事項にあつては、総務課長に限る。）は、次に掲げる事項について、総務事務センター長に決裁させることができる。	(課長等の共通決裁事項) 第6条 本庁の課長及び室長（課内に置く室の長を除く。以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項について決裁することができる。 (1)～(25) 略 (26) 所属における非常勤職員の雇用に関すること。 (27) 略 2及び3 略 (地方機関の長の決裁事項) 第7条 地方機関の長は、次に掲げる事項について決裁することができる。 (1)～(20) 略 (21) 所属における非常勤職員の雇用に関すること。 (22) 略 2 略 (個別の決裁事項) 第8条 略 2 課長等（第1号に掲げる政策監及び教育次長に係る事項にあつては、総務課長に限る。）は、次に掲げる事項について、総務事務センター長に決裁させることができる。

(1)及び(2) 略 (3) <u>会計年度任用職員等の雇用保険個人負担分の調定収入</u> に関すること。 (4) <u>会計年度任用職員等に係る雇用保険関係の事務手続き</u> に関すること。	(1)及び(2) 略 (3) <u>非常勤職員等の雇用保険個人負担分の調定収入</u> に関すること。
--	--

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和3年3月30日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム 諫早ニュータウン	諫早市白岩町2番地7	令和3年3月22日
有料老人ホーム ゆいのはま	諫早市飯盛町開1368番地1	令和3年3月22日

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第2（第2条関係） 団体の名称 略 <u>一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター</u>	別表第2（第2条関係） 団体の名称 略 <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県内水面漁場管理委員会指示

長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

1 指示の内容

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを持ち出し、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。

この場合、当該水系の範囲等については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

長崎県南部海区漁業調整委員会告示

長崎県南部海区漁業調整委員会告示第1号

長崎県南部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

長崎県南部海区漁業調整委員会会長 浅川 勝

次の表に掲げる告示の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 長崎県南部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第69条、第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第69条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第12条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p>二 長崎県の公報に掲載</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 長崎県南部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（以下「法」という。）第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日、案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第1条の2において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p>1 長崎県の公報に掲載</p>

三 委員会の事務所の掲示場に掲示

第5条 第1～2項 略

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

第6条 略

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（削除）

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第8条 第2項 略

（陳述書の記載事項）

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

2 委員会の事務所の掲示場に掲示

第5条 第1～2項 略

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

第6条 略

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（文書等の閲覧の手続）

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第9条 第2項 略

（弁明書の記載事項）

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

二～七 略

第10条第2項 略

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二～三 略

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第13条 令第9条第1項において準用する行政手続法第15条（第2項第2号を除く。）、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出席しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

（準用）

第14条 第2条から第6条まで並びに第8条から第10条まで及び第12条の規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この規程は平成7年3月28日から施行する。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年12月1日から施行する。

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

1～7 略

第11条第2項 略

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

2～3 略

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（令の準用）

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条（第2項第2号を除く。）、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出席しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

（準用）

第15条 第2条から第6条まで並びに第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この規程は平成7年3月28日から施行する。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年12月1日から施行する。

長崎県北部海区漁業調整委員会告示

長崎県北部海区漁業調整委員会告示第1号

長崎県北部海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 山中 兵恵

次の表に掲げる告示の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 長崎県北部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第69条、第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第69条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第12条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p>一 長崎県の公報に掲載</p> <p>二 委員会の事務所の掲示場に掲示</p> <p>第5条 第1～2項 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに<u>令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。</u>）に通知しなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(参加人の参加許可の手続)</p> <p>第7条 <u>令第9条第1項</u>において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを<u>疎明</u>する資料を提出してするものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 長崎県北部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日、案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p>1 長崎県の公報に掲載</p> <p>2 委員会の事務所の掲示場に掲示</p> <p>第5条 第1～2項 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(参加人の参加許可の手続)</p> <p>第7条 <u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを<u>証明</u>する資料を提出してするものとする。</p> <p>(文書等の閲覧の手続)</p> <p>第8条 <u>法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第</u></p>

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第8条 第2項 略
(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。
(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。
二～七 略

第10条第2項 略

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
二～三 略
(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又

38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第9条 第2項 略
(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。
(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。
1～7 略

第11条第2項 略

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
1 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
2～3 略
(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件

<p>は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。</p> <p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。</p> <p>(意見の聴取の再開)</p> <p>第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(令の準用)</p> <p>第13条 令第9条第1項において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第14条 第2条から第6条まで並びに第8条から第10条まで及び第12条の規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</p> <p>附 則 この規程は平成7年3月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は平成12年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は令和2年12月1日から施行する。</p>	<p>名を記載した書面を提出してするものとする。</p> <p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。</p> <p>(意見の聴取の再開)</p> <p>第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(令の準用)</p> <p>第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第15条 第2条から第6条まで並びに第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</p> <p>附 則 この規程は平成7年3月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は平成12年3月28日から施行する。</p>
--	---

五島海区漁業調整委員会告示

五島海区漁業調整委員会告示第1号

五島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

次の表に掲げる告示の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 五島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第69条、第86条第1項(免許後に条件を付ける場合に限る。)、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項(これらの規定を法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 五島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(以下「法」という。)第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項(第36条第3項において準用する場合を含む。))並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p>

見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取（法第69条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第12条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

第3条 略

（期日及び案件の公示）

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- 一 長崎県の公報に掲載
- 二 委員会の事務所の掲示場に掲示

第5条 第1～2項 略

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

第6条 略

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（削除）

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

第3条 略

（期日、案件の公示）

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第1条の2において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- 1 長崎県の公報に掲載
- 2 委員会の事務所の掲示場に掲示

第5条第1～2項 略

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

第6条 略

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（文書等の閲覧の手続）

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第8条 第2項 略

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

一～七 略

第10条第2項 略

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二～三 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第13条 令第9条第1項において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴

等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第9条 第2項 略

(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

1～7 略

第11条第2項 略

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

2～3 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴

<p>聞の期日に出頭しない場合には、とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第14条 第2条から第6条まで並びに第8条から第10条まで及び第12条の規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</p> <p>附 則 この規程は平成7年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は令和2年12月1日から施行する。</p>	<p>聞の期日に出頭しない場合には、とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第15条 第2条から第6条まで並びに第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</p> <p>附 則 この規程は平成7年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は平成12年4月1日から施行する。</p>
--	---

対馬海区漁業調整委員会告示

対馬海区漁業調整委員会告示第1号

対馬海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

対馬海区漁業調整委員会会長 部原 政夫

次の表に掲げる告示の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）<u>第69条、第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第69条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第12条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p>一 長崎県の公報に掲載</p> <p>二 委員会の事務所の掲示場に掲示</p> <p>第5条 第1～2項 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更し</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日、案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p>1 長崎県の公報に掲載</p> <p>2 委員会の事務所の掲示場に掲示</p> <p>第5条 第1～2項 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更し</p>

たときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

第6条 略

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（削除）

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第8条 第2項 略

（陳述書の記載事項）

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

たときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

第6条 略

（参加人の参加許可の手続）

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

（文書等の閲覧の手続）

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第9条 第2項 略

（弁明書の記載事項）

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

<p>二～七 略</p> <p>第10条第2項 略</p> <p>3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>二 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張</p> <p>二～三 略 (意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)</p> <p>第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。</p> <p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。 (意見の聴取の再開)</p> <p>第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (令の準用)</p> <p>第13条 令第9条第1項において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出席しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。 (準用)</p> <p>第14条 第2条から第6条まで並びに第8条から第10条まで及び第12条の規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</p> <p>附 則 この規程は平成7年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は令和2年12月1日から施行する。</p>	<p>1～7 略</p> <p>第11条第2項 略</p> <p>3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>1 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張</p> <p>2～3 略 (意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)</p> <p>第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。</p> <p>2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。 (意見の聴取の再開)</p> <p>第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (令の準用)</p> <p>第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出席しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。 (準用)</p> <p>第15条 第2条から第6条まで並びに第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。</p> <p>附 則 この規程は平成7年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は平成12年4月1日から施行する。</p>
--	---

長崎県内水面漁業管理委員会告示

長崎県内水面漁場管理委員会告示第1号

長崎県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

次の表に掲げる告示の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（<u>昭和24年法律第267号。以下「法」という。</u>）第69条、第86条第1項（<u>免許後に条件を付ける場合に限る。</u>）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（<u>これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。</u>）、<u>第169条第2項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の</u>手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第69条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第12条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</u></p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p>一 長崎県の公報に掲載</p> <p>二 委員会の事務所の掲示場に掲示</p> <p>第5条 第1～2項 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに<u>第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。</u>）に通知しなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(参加人の参加許可の手続)</p> <p>第7条 <u>令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（以下「法」という。）<u>第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）、第38条第3項並びに第128条第2項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</u></p> <p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p> <p>第3条 略</p> <p>(期日、案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p> <p>2 前項の公示は次に掲げる方法による。</p> <p><u>1</u> 長崎県の公報に掲載</p> <p><u>2</u> 委員会の事務所の掲示場に掲示</p> <p>第5条 第1～2項 略</p> <p>3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに<u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(参加人の参加許可の手続)</p> <p>第7条 <u>令第1条の2</u>において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。</p> <p><u>(文書等の閲覧の手続)</u></p> <p><u>第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですることができるものとする。</u></p>

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第8条 第2項 略

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

二～七 略

第10条第2項 略

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二～三 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

第9条 第2項 略

(弁明書の記載事項)

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

1～7 略

第11条第2項 略

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

2～3 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかん

必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第13条 令第9条第1項において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第14条 第2条から第6条まで並びに第8条から第10条まで及び第12条の規定は、法第69条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この規程は平成7年7月24日から施行する。

この規程は平成12年8月18日から施行する。

この規定は令和2年12月1日から施行する。

がみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第15条 第2条から第6条まで並びに第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この規程は平成7年7月24日から施行する。

この規程は平成12年8月18日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト